

『過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）』に係る 固定資産税の課税免除について

『過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）』が令和3年3月末に期限を迎え、新たに『過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）』が同年4月1日に施行されました。

それを受け、養父市においても『養父市過疎地域持続的発展計画』を策定し、『養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例』を制定しましたので、それらに基づき、新たに取得・製作・建設等された固定資産のうち、以下の要件を満たしたものについて、固定資産税の課税免除を受けることができます。

◎ 対象となる事業の種類

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業除く）

◎ 対象となる資産の所在地

養父市内 全域

- ▶ 課税免除の要件となる『養父市過疎地域持続的発展計画』に記載された「産業振興促進区域」は、養父市全域です。

◎ 対象となる資産

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得等^{※1}をした、上記対象業種の用に供する償却資産又は家屋（及び土地^{※2}）で、下表の取得価額の要件を満たし、国税（所得税・法人税）における青色申告で特別償却の適用を受けることができるもの

業 種	資 本 金 の 額	取得等をした設備の取得価額	備 考
製造業、旅館業	5,000万円以下	500万円以上	
	5,000万円超～1億円	1,000万円以上	新・増設のみ
	1億円超	2,000万円以上	新・増設のみ
農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上	資本金5000万円超は、新・増設のみ

※1 「取得等」とは、取得、製作、建設（建物については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）をいいます。

※2 土地については、令和3年4月1日以降に取得した土地で、1年以内に課税免除の対象となる家屋の建設に着手があった場合のみとなります。（土地の取得費用は、要件である取得価額に含むことができません。）

【 裏面に続きます 】

◎ 課税免除の期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3ヶ年度

◎ 申請期限 令和6年3月15日（金）

▶ 法人は、取得した日の属する事業年度の終了の日の翌日から2ヶ月以内

◎ 申告に必要な書類

- 固定資産税課税免除申請書（様式第1号）
- 特別償却設備の取得等に係る事業計画書（様式第2号）

○ 主な添付書類

- 所得税法第2条第1項第37号又は法人税法第2条第31号の規定による確定申告書の写し
- 特別償却設備である家屋の平面図
- 特別償却設備である償却資産の所在する家屋の平面図（当該償却資産の配置を明示したもの）
- 特別償却設備である家屋の敷地である土地の平面図
- その他、パンフレット等 参考となる書類

▶ 申請様式は、養父市ホームページに掲載しています。

⇒ [暮らし・手続き](#) > [税金](#) > [固定資産税](#) > [過疎地域における固定資産税の課税免除について](#)

<https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/zeimu/2/8666.html>



【お問い合わせ】 養父市 経営企画部 税務課 資産税グループ 電話：079-662-3164

〔 新過疎法に係る国税の優遇措置について 〕

令和3年4月1日以降に国税（所得税・法人税）において、新過疎法に係る特別償却をする際、取得等をした設備等が市町村の計画に適合しているかなどを確認するために確認申請書の提出が必要になりました。

養父市では、確認申請書の受付及び確認書の発行を経営政策課で行います。

確認申請書及び『養父市過疎地域持続的発展計画』の詳細については、養父市経営政策課のホームページをご参照ください。

⇒ [組織から探す](#) > [経営企画部](#) > [経営政策・国家戦略特区課](#) > [各種計画](#)
> [養父市過疎地域持続的発展計画](#)

https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/kikaku/1_1/1149.html

【お問い合わせ】 養父市 経営企画部

経営政策・国家戦略特区課（電話：079-662-7602）

